

# エーザイ豊友会東北支部会則

## (名称)

第1条 本会は、エーザイ豊友会東北支部（以下「本会」という）と称する

## (目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会東北支部会員（以下「会員」という）の相互の親睦と扶助、さらに会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にして、相互の繁栄を目的とする

## (会員)

第3条 本会の会員は、当地方に居住し、あるいは本人が入会を希望した者のうち下記に該当する者とする

- (1) エーザイ豊友会会員であること

## (役員)

第4条 本会には、次の役員を置く

- (1) 支部長 1名 （現支部長の推薦を受け、理事会で承認を得た者）
  - (2) 理事 5名程度（支部長・理事および支部会員の推薦を受け、理事会で承認を得た者）
  - (3) 監事 1名 （役員が推薦し、理事会で承認を得た者）
  - (4) 事務局 1名 （支部長が指名した理事で、理事会の承認を得た者）
- \*なお、年度によっては副支部長（支部長の推薦で理事会の承認を得た者）を配置することもある

## (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次の通りとする

- (1) 支部長は、支部方針に基づき円滑な運営に資する
- (2) 副支部長は、支部長を補佐する（支部長の代行）
- (3) 理事は、支部の運営に必要な協議決定に参画する
- (4) 監事は、本会の財産および業務執行の状況を監査するとともに、理事会の構成員として出席する  
また、財産の近況または業務の執行につき、非違を発見した時は、その都度理事会の招集を支部長に要請できる
- (5) 理事の中から事務局、会計担当職務者、豊友会だよりHP支部窓口者を選任し支部長が承認する（なお、兼任もあり得る）

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、原則として4月1日より翌々年の3月31日までの2年とし再任を妨げない

なお、監事については年度末監査の報告書作成日までの任期とする

(会議体)

第7条 本会は、次の会議を置く

- (1) 支部理事会・・・支部役員（支部長、副支部長、監事）と理事で構成し、主に下記事項について協議、報告および承認する  
決裁は全理事から賛同を得ることを原則とする  
ただし、万が一理事の賛同が得られない場合において、過半数の理事が賛同している議案については、支部長は決裁することができる  
会議の開催方法（対面、オンラインなど）、場所・頻度は支部長に一任する
  - ① 支部の活動方針、年度収支予算および決算
  - ② 支部理事会に諮る議案、報告事項等に関する事項
- (2) 支部総会・・・年1回、本・支部の活動方針、実績、年度予算、決算状況等について支部会員に報告する

(事業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するために次に事業を行う

- (1) 支部総会
- (2) 会員親睦会（オリジナル企画などの情報交換）
- (3) 会員名簿の作成・メンテナンス（役員に配布）
- (4) 同好会の開催
- (5) 新会員の歓迎会開催（総会と兼ねて実施）
- (6) 支部会員の慶弔に関する事項
- (7) その他、支部理事会で決定した事項

(運営)

第9条 本会の運営費は、豊友会交付金・特別交付金、臨時会費をもってこれに充てる

- (1) 豊友会交付金・・・本部からの年1回の交付金
- (2) 豊友会特別交付金・・・本部からの臨時交付金
- (3) 臨時会費・・・会員親睦会などを開催するとき、その都度必要額を出席者より徴収する

(退会)

第10条 次の場合は、退会とする

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会員からその旨の申し出があったとき

(事務局の設置)

第11条 本会の仙台事務局を次に置く

〒980-0111 仙台市青葉区上杉1-17-1 仙台上杉ビル5階

イーザイ株式会社 仙台コミュニケーションオフィス内 豊友会東北支部事務局窓口

FAX 022-279-3223

実務に当たっては、担当事務局の自宅で行う

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、支部理事会で決定する

(実施)

第14条 本会則は2003年4月1日より実施する

〈改訂履歴〉

1回目 2004年 4月 1日

2回目 2012年 1月21日

3回目 2014年 4月14日

4回目 2018年 4月 1日

5回目 2019年 7月 1日

6回目 2020年 4月 1日

7回目 2023年 4月 1日

8回目 2023年 9月 1日

9回目 2024年 4月 1日

## イーザイ豊友会東北支部運用細則

1. 本運用細則は、イーザイ豊友会東北支部会則の第8条、第9条、第12条に定める事業及び運営費、東北支部事務局連絡窓口等につき、その円滑な運営を図ることを目的とする
2. 各事業は次の通り運営する。
  - (1) 会員親睦会は、原則年2回とし、春季総会時(4月)・秋の集い時に新会員の歓迎会を兼ねて企画する
  - (2) 宮城県以外から総会に参加した場合、会費は無料とする
  - (3) 会員名簿はタイムリーにメンテナンスし事務局が保管する(役員に配布)
  - (4) 同趣・同好会は、その代表者からの申請により、支部理事会で認めたものとする
  - (5) 慶弔・見舞金などは、イーザイ豊友会内規を優先するが、下記の支部内規を追加する

イー支部会員本人が亡くなった場合、東北支部として香典1万円をお渡しする  
原則、支部として現地への弔問は行わず、ケースバイケースで対応する

ロー「長寿祝い（白寿：満99歳、喜寿：満77歳）」は、本人の誕生日以降に豊友会  
から直接記念品を贈呈する

### 3. 歴代役員の協力

歴代役員は理事会の要請に応じ助言を行う

### 4. エーザイ豊友会東北支部連絡窓口

エーザイ豊友会東北支部事務局連絡窓口はエーザイ(株)仙台CO内に置き、事務局連絡窓  
口担当者1名をお願いする

### 5. 本運用細則の改廃は、支部理事会で決定する

### 6. 本運用細則は2003年4月1日より実施する

#### 〈改定履歴〉

1回目	2004年4月28日	11回目	2020年4月1日
2回目	2005年4月27日	12回目	2023年4月1日
3回目	2005年10月3日	13回目	2024年4月1日
4回目	2010年4月28日		
5回目	2012年11月1日		
6回目	2013年1月21日		
7回目	2014年4月1日		
8回目	2016年10月10日		
9回目	2018年4月1日		
10回目	2019年7月1日		

